宮城 HACCP 導入・実践支援制度(みやぎチャレンジ HACCP) 実施要綱

(目 的)

第1 この要綱は、食品衛生法等の一部を改正する法律(平成30年法律第46号。以下「改正法」という。)のうち、公衆衛生上必要な措置に関する規定が令和2年6月1日に施行されることから、食品等事業者が危害分析・重要管理点方式(以下「HACCP」という。)に沿った衛生管理を実施するに当たり、HACCPの導入及び実践を支援することにより、その定着を図り、食品の安全性を向上させることを目的とする。

(定義)

第2 この要綱において、「食品等事業者」とは、改正法第1条の規定による改正後の食品衛生法(以下「新食品衛生法」という。)第4条第8項で規定する営業者及び第62条第3項に基づく準用規定が適用される者、改正法第3条の規定による改正後のと畜場法(以下「新と畜場法」という。)に基づくと畜場の設置者、管理者又はと畜業者等並びに改正法第4条の規定による改正後の食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律(以下「新食鳥処理法」という。)に基づく食鳥処理業者をいう。

(対 象)

- 第3 この要綱で定める支援制度の対象者は、次に定める者とする。
 - (1) 宮城県内(仙台市を除く。)で事業を行う食品等事業者のうち、新食品衛生法第50条の2第1項第2号、新と畜場法第6条第1項第2号、同法第9条第1項第2号及び新食鳥処理法第11条第1項第2号で規定する食品衛生上の危害の発生を防止するために特に重要な工程を管理するための取組(以下「HACCPに基づく衛生管理」という。)を現に行っている者又はこれから事業を行おうとする者。
 - (2) 宮城県内(仙台市を除く。)で事業を行う食品等事業者のうち、新食品衛生法第50条の2第1項第2号で規定する食品衛生上の危害の発生を防止するためにその取り扱う食品の特性に応じた取組、及び新食鳥処理法第11条第1項第2号で規定するその食鳥処理をする食鳥の羽数に応じた取組(以下「HACCP の考え方を取り入れた衛生管理」という。)を現に行っている者又はこれから事業を行おうとする者。

(支援内容)

- 第4 食品等事業者への支援は、次によるものとする。
 - (1) 相談対応による支援
 - (2) 講習会による支援

(相談対応による支援)

- 第5 相談対応による支援は、次によるものとする。
 - (1) HACCP に沿った衛生管理未導入者への導入支援は次のとおりとする。

- イ HACCP に基づく衛生管理を行おうとする食品等事業者(「HACCP の考え方を取り入れた衛生管理」から移行しようとする食品等事業者を含む。)に対し、衛生管理計画(コーデックス HACCP 7 原則を含む。)及び必要に応じて手順書の作成に関する助言を行う。
- ロ HACCP の考え方を取り入れた衛生管理を行おうとする食品等事業者に対し、業種別手引書の説明や衛生管理計画及び必要に応じて手順書の作成に関する助言を行う。
- (2) HACCP に沿った衛生管理導入者へのブラッシュアップ支援は次のとおりとする。
 - イ HACCP に基づく衛生管理を行っている食品等事業者に対し、記録の作成・保管、 衛生管理計画及び手順書の効果の検証並びに見直しに関する助言を行う。また、必 要に応じて施設確認を行う。
 - ロ HACCP の考え方を取り入れた衛生管理を行っている食品等事業者に対し、記録の作成・保管、衛生管理計画及び手順書等の効果の検証並びに見直しに関する助言を行う。また、必要に応じて施設確認を行う。

(講習会による支援)

第6 農業協同組合,漁業協同組合,商工会議所等の各団体の構成員及び食品等事業者の従業員を対象に、HACCP に関する制度説明や導入・実践支援を目的とした講習会を実施する。

(受付窓口の設置)

- 第7 食と暮らしの安全推進課,県内(仙台市を除く。)の各保健所(支所)及び食肉衛生検査所に受付窓口を設置する。
- 2 各受付機関の支援対象は次表のとおりとする。

受付機関	支援対象	講習会対象	
食と暮らしの安全推進課	県内に複数の施設等を有する食 品等事業者の代表者等	開催場所が仙台市内の場合	
各保健所(支所)	管轄市町村に施設を有する食品 等事業者又はこれから事業を行 おうとする者	開催場所が管轄市町村の場合	
食肉衛生検査所	管轄すると畜場の設置者,管理者 又はと畜業者等及び食鳥処理業 者若しくはと畜場又は食鳥処理 場を設置しようとする者	県内	

(対応日時)

第8 第4に定める支援は、原則として毎週月曜日から金曜日までの午前8時30分から午後5時までの間に行うものとする。ただし、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日及び12月29日から1月3日までの期間を除く。

(申込の方法)

- 第9 第4に定める支援の申込みは、原則として予約制とし、予約方法は次のとおりとする。
 - (1) 相談申込者は、申込書(様式第1号)に相談区分、相談内容、希望日時等を記載し、 ファクシミリ又は電子メール等で受付機関に提出するものとする。
 - (2) 予約受付は、第4(1)に基づく支援については原則として希望日時の2週間前まで、第4(2)に基づく支援については 1_{τ} 月前までとする。
 - (3) 受付機関は、日程調整後に、申込者に対して受付が完了した旨をファクシミリ又は電子メール等で通知する。

(留意事項)

- 第10 相談申込者は申込書の相談内容について、できる限り具体的かつ簡潔に記載するものとする。
- 2 相談対応及び講習会に要する時間は、原則として次表に掲げる範囲内とする。

	講	30~120分	
	導入者へのブラッシュア ップ支援	HACCP の考え方を取り入れた衛 生管理を行っている食品等事業者	6 0 分
対応	HACCP に沿った衛生管理	HACCP に基づく衛生管理を行っ ている食品等事業者	120分
相談	未導入者への導入支援	HACCP の考え方を取り入れた衛 生管理を行おうとする食品等事業 者	30分
	HACCP に沿った衛生管理	HACCP に基づく衛生管理を行お うとする食品等事業者	60分

- 3 講習会は、概ね受講者10人以上を開催の目安とする。
- 4 受付機関は、相談申込者に対し、当日又は事前に次表に掲げる資料のほか、必要と認める資料の提出を求めることができる。

HACCP に沿った衛生 管理未導入者への導 入支援	HACCP に基づく衛生管理を行お うとする食品等事業者	自己点検表 (参考様式第1号) 製品説明書 製造工程図 施設図面
八义仮	HACCP の考え方を取り入れた衛 生管理を行おうとする食品等事業 者	自己点検表 (参考様式第2号) 製品一覧
HACCP に沿った衛生 管理導入者へのブラ ッシュアップ支援	HACCP に基づく衛生管理を行っ ている食品等事業者	自己点検表 (参考様式第1号) 製品説明書 製造工程図 施設図面 衛生管理計画 手順書

HACCP の考え方を取り入れた衛 生管理を行っている食品等事業者	各種記録 自主検査結果 自己点検表 (参考様式第2号) 製品一覧 衛生管理計画 手順書 各種記録
	自主検査結果

(記録作成・保存)

- 第11 受付機関は様式第2号により対応概要を記録する。
- 2 毎年度完結した事案について関係書類を整理し、3年間保存する。

(みやぎチャレンジHACCPマーク)

- 第12 受付機関は第4(1)に基づき支援した事業者のうち、次項の配布基準を満たした場合はマーク区分に応じた「みやぎチャレンジ HACCP マーク」(様式第3号)を施設に対して1部配布する。
- 2 配布基準及びマーク区分は次表のとおりとする。

THA COD ON THE LATE TO A 1			
衛生管理区分相談区分		HACCP に基づく衛生管理	HACCP の考え方を取り入れ た衛生管理
HACCP に沿 った衛生管理 未導入者への	配布 基準	・衛生管理計画(コーデックス HACCP 7 原則を含む。) 及び必要に応じて手順書が 作成されていること。	・業種別手引書に基づく衛生 管理計画が作成されていること。
導入支援	マーク 区分	導 A	導 B
HACCP に沿っ た衛生管理導 入者へのブラ ッシュアップ 支援	配布基準	・施設確認が実施されていること。 ・記録が作成・保管されていること。 ・衛生管理計画及び必要に応じて手順書の見直し(コーデックス HACCP 原則6の実施を含む。)が行われていること。	・施設確認が実施されていること。 ・記録が作成・保管されていること。 ・衛生管理計画及び必要に応じて手順書の見直しが行われていること。
	マーク 区分	BrA	BrB

- 3 前2項の配布基準を満たさない場合は事業者へ指導を行い、配布基準を満たしたことを 確認した後にみやぎチャレンジ HACCP マークを配布するものとする。
- 4 電子データでの配布を希望する事業者は、電子データ交付申請書(様式第4号)を管轄する受付機関の長に提出するものとする。
- 5 電子データは次に掲げるものに表示することができる。

(1) 施設

- (2) 名刺
- (3) 広報物
- (4) ホームページ
- (5) その他知事が認めるもの

(実績報告)

第13 受付機関(食と暮らしの安全推進課を除く。)は対応実績を四半期毎に取りまとめの上、様式5号により食と暮らしの安全推進課に翌月10日まで報告するものとする。

(普及啓発)

- 第14 受付機関はホームページや広報紙を通じて制度の普及啓発に努めるものとする。
- 2 食と暮らしの安全推進課は、相談対応及び講習会実施件数やマークの配布件数等の実績を公表し、制度の推進を図るものとする。

(その他)

第15 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。